

帯広圏公共交通調査・サービス改善業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 実施の理由

帯広圏の公共交通は、利用者の減少による事業者の収益低下や運転手不足等により、バス路線の減少・減便、タクシーの減車が進み、公共交通を必要とする住民のニーズに応えられなくなっている。また、各自治体において、路線バスを補完する交通手段としてコミュニティバスや予約制乗合タクシー等を運行しているが、運行経費の増加や運転手不足等の課題がある。

こうした課題は、高齢化の進行と相まって今後よりいっそう深刻化していくことが見込まれることから、帯広圏デジタル化推進構想にもとづく「ウェルビーイングエリア～住民の幸せにつながるデジタル化」も踏まえ、1市3町における持続可能な公共交通の在り方を調査・検討し、他分野と連携しながら公共交通サービスを向上させることを目的として帯広圏公共交通調査・サービス改善業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定するもの。

2 業務等の概要

(1) 対象地

帯広市、音更町、芽室町、幕別町

(2) 国土交通省「地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）」を活用した委託業務である。

(3) 業務等の内容

- ① 1市3町における人流等の調査・分析
- ② データにもとづく公共交通の現状、課題の整理
- ③ 既存交通サービスの改善方策や地域に即した交通サービスの導入の検討・企画
- ④ 他分野との連携を含めた、持続可能な交通体制の構築

(4) 履行期間

契約日（9月中旬（予定））～令和8年2月27日まで

(5) 見積価格の上限額

2,820万円（消費税込）

3 担当部課

帯広圏広域都市計画協議会事務局（帯広市都市環境部都市建築室都市政策課）

4 プロポーザル方式の形式

公募型

5 参加資格条件

- (1) 過去に本業務委託と同種、または類似する業務を実施または受託した実績を有すること。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるものではないこと。
- (3) 帯広市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (4) 市町村税の滞納をしている者ではないこと。
- (5) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 6 年 12 月 1 日制定)による指名停止期間中でないこと。

6 公募要領の入手方法

帯広市ホームページ、または、本実施要領「7 参加申し込み(4)提出先」において配布する。

7 参加申し込み

- (1) 申し込み方法
直接持参または郵便・宅配便による。
- (2) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加申込書(第 1 号様式)
 - ② 同種または、類似する業務の実績が分かる資料
 - ③ 暴力団等の排除に係る誓約書
 - ④ 市町村税完納証明書
- (3) 参加申込書 提出期限
令和 7 年 7 月 28 日(金) 午後 5 時(必着)
- (4) 提出先
〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1
帯広圏広域都市計画協議会 帯広市都市環境部都市建築室都市政策課
- (5) 参加資格有無の通知
参加資格の有無にかかわらず、参加申込者に通知する。

8 提案書の内容及び提出

(1) 提案書の内容

- ① 本業務の背景、目的
- ② 本業務に対する実施方針、実施体制
(実施体制について具体的に記載すること)
- ③ 移動実態調査・分析・課題整理・検討
- ④ 既存サービスの改善
- ⑤ 新しい交通サービスの検討・企画
- ⑥ 他分野との連携
- ⑦ 本業務に類似する業務実績
- ⑧ 業務工程表
- ⑨ 見積価格（令和6年度 地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）募集要領 3. 支援の額及び支援対象外経費 （2）支援対象外経費に記載する内容は見積の対象としない。）
- ⑩ 提案書は20～30枚程度とし、様式は任意とする。

(2) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1

帯広圏広域都市計画協議会 帯広市都市環境部都市建築室都市政策課

※ 直接持参とする。ただし、書留郵便など追跡が可能なものについてはその手法による提出を認める。

(3) 提出期限

令和7年8月18日(月)午後5時（必着）

(4) 提出部数

正本1部、副本8部とする。

9 説明会の開催

開催しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和7年7月18日（金）～8月8日（金）午後5時（必着）

(2) 問い合わせ方法

別添「質問票」により、本実施要領「18 連絡先」に記載する連絡先に電子メールまたは直接持参による。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある

るものを除き、すみやかに回答する。なお、回答は質問者及び回答日において提案者として選定された者、全てに通知するとともに、帯広市ホームページに掲載する。

11 審査方法等

(1) 受託者の特定

帯広圏公共交通調査・サービス改善業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が(2)評価基準に基づき評価し、評価点が最高点の提案者を特定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価基準	点数
業務実績	同種または類似業務の実績	10 点
業務体制	官民連携プラットフォームに加わる事業者体制と役割	10 点
	技術者の配置体制・経験・資格・実績	15 点
業務提案書	本業務の背景、目的の理解	10 点
	調査・分析・課題整理・検討の方法	10 点
	既存サービスの改善方法	10 点
	新しい交通サービス導入までの方法	15 点
	帯広圏の課題に対する分野の垣根を越えた事業の連携とその方法	15 点
業務工程表	各業務の実施に必要な期間の設定 期間内の業務完了見込みが適切か	5 点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた提案者全員に対して通知する。

12 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、実施しない。

13 スケジュール（予定）

令和7年7月18日（金）	プロポーザル参加業者公募
令和7年7月28日（月）	参加申込書提出期限
令和7年7月29日（火）	参加資格確認通知の送付
令和7年8月8日（金）	質問票提出期限
令和7年8月18日（月）	提案書提出期限
令和7年8月22日（金）	プロポーザル委員会開催
令和7年8月22日（金）	審査結果の通知
令和7年9月中旬～	契約締結・業務開始

14 留意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ 2以上の提案をした場合、または他社の代理をした場合
- ⑦ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑧ 本項で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出を認めない。

(3) 辞退

提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) 再委託について

第1 基本事項

- ① 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- ② 受託者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- ③ 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者（以下、「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- ④ 受託者は、委託業務の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第2 その他

- ① 受託者は、再委託先を変更する場合、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- ② 再委託の相手方から、さらに第三者への委託を行うことは認めない。

(6) その他

- ① 提案者は、提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

15 遵守事項

成果品の内容の全ては帯広圏広域都市計画協議会に帰属するものとする。また、成果品一式の著作権は、国土交通省に帰属するものとする。

16 契約に関する基本事項

特定された受託者と協議を行い提案書に基づいた仕様書を作成し、帯広圏広域都市計画協議会と随意契約により「帯広圏公共交通調査・サービス改善業務委託」を締結する。

協議が整わない場合、または特定された受託者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価点が次点の提案者と協議することとする。

なお、本プロポーザルにより選定された事業者との契約締結は、1市3町における関連予算の議決を条件とするものである。

17 納期及び契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

中間報告書の納期は、令和7年11月上旬を目途とし、具体的な日時・内容については、契約締結後、業務工程案を提示した上で協議し決定する。

最終報告書の納期は、令和8年2月10日（火）とする。成果品の具体的な内容については、契約締結後の協議により決定する。

18 連絡先

帯広圏広域都市計画協議会

帯広市都市環境部都市建築室都市政策課交通政策係（帯広市役所6階）

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

電話：0155-65-4176（直通）

e-mail：city_plan@city.obihiro.lg.jp